

厚総第1832-3号
平成24年2月6日

各保険医療機関等の長 殿

茨城県保健福祉部長
(公 印 省 略)

小児医療福祉（小児マル福）制度の公費負担番号の変更について

本県医療福祉制度の推進につきましては、平素より格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

現在、小児医療福祉（小児マル福）制度における公費負担番号の上二桁である法別番号につきましては、受給者の年齢により4つの区分「81、82、89、80」に分類して運用しているところですが、事務の簡素化を図るため、下記のとおり平成24年10月以降に発行・更新する受給者証の法別番号を「84」に一本化していくことといたしました。

つきましては、内容をご了知いただきますとともに、新法別番号追加への対応準備等、円滑な運用についてご協力をお願いいたします。

なお、新法別番号受給者証への更新は、既に発行されている受給者証の有効期限に合わせ、約1年をかけて順次行っていくため、平成25年8月までは新法別番号と旧法別番号の受給者証が使用されますので、医療費の請求等に当たってはご留意をお願いいたします。

記

1 変更の内容

現在、小児マル福で使用している4つの法別番号「81、82、89、80」を1つの法別番号「84」に変更します。

〈 現 行 〉		〈 変 更 後 〉	
乳児	8108△△△▲	} ⇒ 小児（0歳～9歳年度末）	8408△△△▲
幼児（3歳未満）	8208△△△▲		
幼児（3歳以上）	8908△△△▲		
児童（7歳以上）	8008△△△▲		

※△△△は市町村番号

2 実施予定時期

平成24年10月1日から